

令和5年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園

園長 島田 峰子

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和4年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園 （教育標準時間認定）

令和4年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	167,250円	167,250円	150,890円
	5月	172,210円	172,210円	155,850円
	6月	179,640円	179,640円	163,280円
	7月	179,640円	179,640円	163,280円
	8月	172,210円	172,210円	155,850円
	9月	172,210円	172,210円	155,850円
	10月	176,640円	176,640円	160,280円
	11月	176,640円	176,640円	160,280円
	12月	176,640円	176,640円	160,280円
	1月	170,060円	170,060円	153,700円
	2月	176,640円	176,640円	160,280円
	3月	181,670円	181,670円	165,310円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の各月公定価格に〔その月における施設での副食提供日数×225円〕を、加えた額となります。

ゆたか第二保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和4年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	245,150円	165,440円	124,940円	109,260円
	5月	244,820円	165,110円	124,610円	108,930円
	6月	244,620円	164,910円	124,410円	108,730円
	7月	244,480円	164,770円	124,270円	108,590円
	8月	244,420円	164,710円	124,210円	108,530円
	9月	244,420円	164,710円	124,210円	108,530円
	10月	247,270円	167,560円	127,060円	111,380円
	11月	247,380円	167,670円	127,170円	111,490円
	12月	247,380円	167,670円	127,170円	111,490円
	1月	247,170円	167,460円	126,960円	111,280円
	2月	247,380円	167,670円	127,170円	111,490円
	3月	243,620円	163,910円	123,410円	107,730円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	234,180円	154,470円	114,130円	98,450円
	5月	233,850円	154,140円	113,800円	98,120円
	6月	233,650円	153,940円	113,600円	97,920円
	7月	233,510円	153,800円	113,460円	97,780円
	8月	233,450円	153,740円	113,400円	97,720円
	9月	233,450円	153,740円	113,400円	97,720円
	10月	236,300円	156,590円	116,250円	100,570円
	11月	236,410円	156,700円	116,360円	100,680円
	12月	236,410円	156,700円	116,360円	100,680円
	1月	236,200円	156,490円	116,150円	100,470円
	2月	236,410円	156,700円	116,360円	100,680円
	3月	232,650円	152,940円	112,600円	96,920円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の公定価格に、4,500円を加えた額となります。